

令和8年 天草市農業委員会 4 第回総会議事録

令和8年4月24日天草市役所本庁3階第3会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（11名）

1番	山下和弘	君	3番	淀川洋一	君
4番	黒川紀世子	君	6番	福島恵美	君
7番	光崎修二	君	8番	富崎ますみ	君
9番	野中幸廣	君	10番	中村三千人	君
11番	赤崎保章	君	12番	榎田和壽	君
13番	鳴川哲広	君			

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（2名）

2番	猪原真滋	君	5番	平岡敬則	君
----	------	---	----	------	---

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（4名）

事務局長	木村英樹	係長	大塚晃輝
主査	野嶋美里	書記	小田優奈

開 会

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議第21号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議第22号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議第23号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5	議第24号	農用地利用集積等促進計画(案)について
日程第6	議第25号	非農地証明書交付申請について
日程第7	議第26号	農地法第25条第1項農業委員会による和解の仲介について
日程第8		報告事項について

閉会

開 会 15時00分

○事務局（木村英樹君） ただいまから令和 8 年天草市農業委員会第 4 回総会を開会致します。それでは山下会長からご挨拶をお願いします。

○議長（山下和弘君） ※会長あいさつ省

○事務局（木村英樹君） 本日は、2 番猪原委員と 5 番平岡委員から欠席の届けが出ております。また、中村委員、榎田委員から遅くなるという連絡をいただいておりますが現在過半数の委員が、ご出席でございますので総会は成立しておりますことをご報告致します。それでは、議事の進行は会長にお願い致します。

○議長（山下和弘君） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） それでは、6 番福島委員、7 番光崎委員を指名します。

○議長（山下和弘君） 審議に入る前に申し上げます。天草市農業委員会会議規則第 16 条により総会は、公開となっています。発言する際は、個人情報については十分ご注意くださいようお願いいたします。また、発言する際は、議長から指名されたのち、議席番号と名前を述べられてから簡明に発言をお願いします。

○議長（山下和弘君） 日程第 2、議第 21 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より 1 番について説明をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） 資料②の 1 ページをご覧ください。1 番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の田 932 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から北西へ〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の 1 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です

○議長（山下和弘君） 1 番山下です。4 月 21 日地元の堤内推進委員と現地確認に行っていました。ただいま事務局から説明のあった通りです。問題はないと思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 2 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） 2 番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇

○の畑 44 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した○○から北へ○○km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3 番（淀川洋一君） 3 番淀川です。先日、山下推進委員と現地確認をいたしました。航空写真を出してもらっていいですか。何月だったかな。はっきり覚えてないんですけど田んぼを造成して宅地にすべて変えてあります。3 区画ですね。現在家が建っております。その中に少し土地が余っていた所を贈与で家庭菜園をされるという事ですのでなんら問題はないかと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 3 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） 3 番について説明します。○○の譲受人は、○○の譲渡人より、○の田 1,467 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した○○から北西へ○○km、青色で着色した国道 266 号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4 番（黒川紀世子君） 4 番黒川です。22 日の日に現地確認に行ってみりました。今事務局から説明があった通り何ら問題はないと思われます。ご審議の程よろしく願います。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） 4番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の畑1,048㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から北へ〇〇km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜・果物を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3番（淀川洋一君） 3番淀川です。ここも山下推進委員と先日現地確認をいたしました。すでに譲受人が管理しているとの事ですので、何ら問題はないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） 5番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の畑748㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から北西へ〇〇km、青色で着色した国道324号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○7番（光崎修一君） 7番光崎です。23日に山田推進委員と現地確認に行きました。ここは2、3年前まで〇〇が借りてサツマイモを栽培していたそうです。今は何も作っていませんが除草もされ、ちゃんと管理されて何ら問題はないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） 資料②の2ページをご覧ください。6番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の畑680㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から西へ〇〇km、青色で着色した国道324号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○7番（光崎修一君） 7番光崎です。22日に山田推進委員と現地確認を行いました。さつき見た農地と一緒に2、3年前まで〇〇が借りてサツマイモを作っていた土地です。譲受人はイチゴを栽培されていて〇〇でも有数のイチゴ農家です。何も問題はないと思いますのでよろしく願いいたします。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） 7番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の畑729㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から北西へ〇〇km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の2ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） 本日、欠席の猪原委員より、現地確認の意見書を預かっておりますので読み上げます。4月19日、最適化推進委員の松本勇二氏と現地確認を行いました。現地

は、先月総会で審議された第5条の始末書案件になっていた宅地の敷地に隣接した農地で、宅地を通して農地に行くような圃場です。現地の周りには果樹の樹木が植えられており、手前は畑になっており、花を栽培されているようでした。譲り受け人は、現在〇〇地区のアパートに住んでおられ、耕作出来る距離であり、今回の申請については何の問題もないかと考えております。審議の程よろしく願いいたします。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に8番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） 8番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の畑157㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から北東へ〇〇km、青色で着色した県道松島馬場線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） こちらも同じく猪原委員より、現地確認の意見書を預かっておりますので読み上げます。4月19日、最適化推進委員の松本勇二氏と現地確認を行いました。現地は、変形した農地ですが、以前から耕作を続けておられたようで、きちんと耕起されていました。譲り受け人は、現在〇〇にお住いのようですが、近くの農地で家庭菜園をされており、ときどき作業されているのを見かけたりしております。そのため、今回の申請については何の問題もないかと考えております。ご審議の程よろしく願いいたします。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に9番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） 9番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の畑735㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地

は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から東へ〇〇km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地にはみかんを栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10 番（中村三千人君） 10 番中村です。22 日に現地確認をいたしました。ちょうど申請者がおられたので説明も受けました。何ら問題と思いますので、ご審議の方よろしく願います。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 10 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） 10 番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の畑 287 m² を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から北西へ〇〇km、青色で着色した国道 389 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地にはみかんを栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○11 番（赤崎保章君） 11 番赤崎です。昨日 23 日松本推進員さんと 2 人で現地調査を行いました。事務局からの説明がありました通り写真でもわかりますようにデコポンの栽培を私の知る範囲では約 30 年前からすでに作付けをし、そして現在まで管理してあり、特に問題はないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（山下和弘君） 日程第 3、議第 22 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは、事務局より 1 番について説明をお願い致します。

○事務局（小田優奈君） 資料②の 3 ページをご覧ください。1 番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑 66 m²を駐車場に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から北西へ〇〇km、青色で着色した県道宮地岳本渡線の北側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 以上の広がりのある区域内にある第 1 種農地です。第 1 種農地は原則として許可できませんが、既存施設の拡張のため、例外的に許可することが可能になっています。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、隣接する自宅の駐車場が不足していたため、駐車場として利用しています。資料③の 3 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に転用済みのため、追認許可を得るための始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8 番（富崎ますみ君） 8 番富崎です。先日、浦上推進委員さんと確認に行っていました。平成 20 年にすでに駐車場としての砂利を入れていたとの事です。畑としては狭く利用しにくく、宅地の一部になっています。問題はないのかなと思います。よろしくお願いします。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 2 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小田優奈君） 2 番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑 960 m²を貸駐車場に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から南東へ〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第 3 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、隣接する店舗の駐車場が不足していたため、貸駐車場 51 台として利用しています。資料③の 4 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に転用済みのため、追認許可を得るための始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3 番（淀川洋一君） 3 番淀川です。先日、山下推進委員と現地確認を行いました。この駐車場になっている隣が先月案件で上がってきたんですけども、数十年前にこのような状態になっています。始末書も出ていますのでご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小田優奈君） 3番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑4.56㎡を宅地拡張している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から南西へ〇〇km、青色で着色した県道本渡下田線の北側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第3種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、宅地の一部が農地であることが判明したため、敷地の一部のブロック塀として利用しています。資料③の5ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、追認許可を得るための始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3番（淀川洋一君） 3番淀川です。ここも先日、山下推進委員と現地確認を行いました。始末書も出ていますので問題はないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小田優奈君） 4番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑398㎡を貸店舗に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から南西へ〇〇km、青色で着色した県道本渡下田線の北側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第3種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、店舗として貸し出していた土地が農地であることが判明したため、貸店舗、駐車場5台として利用しています。資料③の6ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、追認許可を得るための始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3番（淀川洋一君） 3番淀川です。先日、山下推進委員と現地確認を行いました。3番

の案件と隣接する所有者の同じ案件ですので何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小田優奈君） 資料②の4ページをご覧ください。5番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の田1172.57㎡を共同住宅及び駐車場に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から南へ〇〇km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第3種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、共同住宅用地としての需要が見込まれるため、共同住宅、駐車場24台として利用します。資料③の7ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、追認許可を得るための始末書が提出されています。また、現地確認をした際、申請地に隣接している農地〇〇も同様に埋め立てられている状態でした。こちらも所有者は同じ方であったため、早急に対応していただくよう依頼をしております。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（富崎ますみ君） 8番富崎です。先週、井上推進委員さんと確認に行きました。手前のマンションを建てられるときに埋めたという始末書が出ていますけども（手前のマンションを建てられる際に）私たちが確認しに行ったのですが、その付近まで使われている、という事はなかったです。井上さんによると、今度建設される場所には以前より砂利が入れてあったと、地区の区長もされていらっしゃるのそのような話をされていまして。今回その件で始末書が出ていますので転用されるのは仕方がないと思います。上の方の駐車場にされる場所は、現在お隣の親戚の方がいろいろ作っておられて無断転用には当たらないと思います。さっき事務局から言われたように申請地の右側も工事されているので、そこもきちんと申請をされて雑種地のようになって石もおかれていますので、多分工事に使われるのではないかとと思われる場所だったのでこのことも伝えられているので、問題ないと思います。よろしくお願いします。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小田優奈君） 6番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑 708 m²を住宅に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から東へ〇〇km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、宅地として管理していた土地が農地であることが判明したため、住宅として利用しています。資料③の8ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に転用済みのため、追認許可を得るための始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○8番（富崎ますみ君） 8番富崎です。先日、浦上推進委員さんと現地確認を行いました。内容を見てびっくりしましたが、一筆に大きなお家が建っていました。この建てられた方の息子さんから始末書が提出されていました。今住んでおられる方は、そのまた息子さんがいらっしやとの事で仕方がないと思います。平成5年頃と随分過去の事でもあり始末書も出ていますので、よろしくお願いします。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小田優奈君） 7番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑 741 m²を植林に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から南西へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、農地として管理することが困難だったため、植林として利用されています。資料③の9ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に転用済みのため、追認許可を得るための始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番（中村三千人君） 10番中村です。この案件についても22日に現地を確認いたしました。実際に植えられてから何十年も経った現地でありまして、申請者の方息子さんですが知らなかったと、登記を調べても地番だけでは分からなく、相続登記をするにあたって気づかれたと。このようなところはいっぱいあります。今の時点で登記をされないと後々そのままになってしまうんですね。始末書もつけられておりますが、今登記をされるべきですね。始末書に書いてある通り親父さんの代に植えられたところです。何ら問題はないと言いましょうか、申請をするにあたって私はこのような場所は今のうちに登記を済ませた方がいいと思います。なんら問題はないと思います。ご審議よろしくお願い致します。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に8番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小田優奈君） 資料②の5ページをご覧ください。8番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑1,286㎡を植林に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から北西へ〇〇km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は農地として管理することが困難だったため、植林として利用しています。資料③の10ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、追認許可を得るための始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 1番山下です。4月22日原田推進委員と現地確認に行っていました。この7番の案件と一緒に既にお父さんの時に植林をされたという事で息子さんが後から気づかれたとのこと。50年前天草に入られて今〇〇の方にいらっしゃるんですけど20年ほど前に植林したのではないかという事で、事務局からの通知文で気づかれて今回の申請になっております。始末書も出ています。ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 9 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小田優奈君） 9 番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑 49 m²を宅地に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から南西へ〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の西側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 以上の広がりのある区域内にある第 1 種農地です。第 1 種農地は原則として許可できませんが、既存施設の拡張のため、例外的に許可することが可能になっています。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、隣接する宅地を拡張し、庭の一部として利用しています。資料③の 11 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、追認許可を得るための始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○9 番（野中幸廣君） 9 番野中です。先日、現地の確認を行いました。今申請者さんは〇〇の方に住んでおられますが、今度帰ってこられて新築される際に残土を積まれたことが根拠です。今回そこに農地があったのかというふうなことでの始まりでした。始末書なども出されております。よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 10 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小田優奈君） 10 番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑 361 m²を倉庫に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から北東へ〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の南側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、倉庫として利用しています。倉庫の増築を行った土地が農地であることが判明したため申請がっております。資料③の 12 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、追認許可を得るための始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○9 番（野中幸廣君） 9 番野中です。4 月 22 日に小山推進委員と現地確認に行っており
ました。ずいぶん前から建っていてトタンなどが腐れている状態でありましたが、多
分今の申請者のお父さんが建設されたのかなと思っております。そういったところでご審
議の程よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はあ
りませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致し
ます。

○議長（山下和弘君） 日程第 4、議第 23 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請
についてを議題と致します。それでは、1 番について事務局より説明をお願いします。

○事務局（野嶋美里君） 資料②の 6 ページをご覧ください。1 番について説明します。転用
者は〇〇の個人で、〇〇の畑 284 m²に使用貸借権を設定し、店舗及び駐車場へ転用している
案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇か
ら北東へ〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。申請地は、都市計画
区域の用途地域内にある第 3 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になり
ます。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、転用者が
営む事業で利用する店舗、駐車場が不足していたため、店舗、駐車場 7 台として利用してい
ます。資料③の 13 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には
該当していません。なお、既に転用済みのため、追認許可を得るための始末書が譲受人より
提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3 番（淀川洋一君） 3 番淀川です。ここも先日山下推進委員と現地確認をいたしました。
先月の案件で出てきた案件ですよね。所有者と 30 年間の使用貸借権を設定して借りら
れています。内容を見たら店舗、駐車場として使うという内容でしたので問題ないかと言
われたら、そういう事ではないと思いますけど、借りる方も農地であるという事を認識し
ないまま借りられているという事だと思いますので問題ないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はあ
りませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

- 議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番の件について、事務局より説明をお願い致します。
- 事務局（野嶋美里君） 2番について説明します。転用者は〇〇の個人で、先ほど説明した3条の4番の農地の一部、127㎡を墓地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から西へ〇〇km、青色で着色した国道324号線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、自宅から近い場所へ墓地を新設し、利用する計画です。資料③の14ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、墓地申請は許可見込みとなっております。以上です。
- 議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。
- 7番（光崎修一君） 7番光崎です。22日に山田推進委員と一緒に現地を確認いたしました。3条の隣接する農地ですので何ら問題はないと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。
- 議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。
- 12番（榎田和壽君） 転用目的が墓地ですけれどもここに墓地を作るにあたって墓地法上の問題点は何もないのでしょうか。
- 事務局（木村英樹君） 事務局からです。墓地の申請にあたっては、市民環境課というところで取り扱っておりまして、同時に市民環境課の方へ申請をしていただいき、そこで許可見込みという事でありまして、うちも転用の許可申請を受け付け処理しておりますので、特に委員がおっしゃったような法律には抵触しないと認識しております。以上です。
- 12番（榎田和壽君） なにも問題ないと言う事ですか。
- 事務局（木村英樹君） はい。
- 12番（榎田和壽君） 墓地の場合は排水計画については、単体の墓地の場合はわかりませんが基本的に墓地にはついては排水計画が出てくると思ひますが、これには必要ないのですか。
- 議長（山下和弘君） これが排水計画です。
- 12番（榎田和壽君） これが排水計画。上に書いてあるんですね。
- 議長（山下和弘君） 下の方に矢印が書いてあるのが流れで、側溝に流れるような感じになっています。
- 12番（榎田和壽君） 排水先はどこになるのでしょうか。
- 議長（山下和弘君） 側溝と書いてある所になります。
- 11番（赤崎保章君） 関連で質問なのですが、局長が説明したのが、こちらの方は墓地に

変えるよという地目変更ですよ。一方、環境衛生というのは以前は保健所でしたよね。そこで今度は市の方で墓地として許可をするということですよ。転用と墓地の許可はどちらが優先なのですか。

○事務局（木村英樹君） 事務局の考えとしては転用目的があつてはじめて転用許可を出しますので、まずは墓地の許可見込み、建てられますよといった時点で許可を出すという流れが基本かと思っております。通常の申請者に対しては同時に出してくれというお願いをしております。許可申請の受付もしくは総会の日付は決まっておりますので、日程を考慮したうえで申請受付処理をしている事を理解頂ければとおもいます。

○11 番（赤崎保章君） じゃあ簡単に言うと、市が市民環境課と農業委員会は同じ敷地内の自治体なので横の連携をして進めていくという理解をしいいんですよ。

○事務局（木村英樹君） はい

○議長（山下和弘君） 榎田君大丈夫ですか。

○12 番（榎田和壽君） はい

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3 番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） 3 番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑 342 m²を売買により取得し、駐車場へ転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から北東へ〇〇km、青色で着色した県道松島馬場線の東側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、自家用駐車場が不足していたため、スロープ、車庫を設置し利用されています。資料③の 15 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。3 条の 8 番の農地と隣接する宅地及び今回の申請地を一体として購入されており本申請地については既に転用済みのため、追認許可を得るための始末書が譲受人より提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） こちらも、猪原委員より現地確認の意見書を預かっておりますので読み上げます。4 月 19 日、最適化推進委員の松本勇二氏と現地確認を行いました。現地は、今回 3 条申請のあった畑に隣接した宅地で、今回の 3 条申請の農地と一緒に宅地も購入することになり、今回の売買の際、宅地の一部が農地と分かり、譲渡人が地目変更を怠っていたため、譲受人からの申請のようです。現地は、以前から宅地と宅地から下の道路として使わ

れていたようです。今回の申請は、譲渡人の違反転用を、譲受人により許可申請を受けるもので、譲受人には落ち度はなく、今回の申請については何の問題もないかと考えております。ご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

皆さんお気づきだと思いますけど今回の4条・5条13案件ありましたがそのうちの11案件が始末書案件という事で、事務局からの通知で気づかれて申請というのが半分以上ですので何らかの改善は出来ているのかなと思っておりますし、そのうちの3件は自分自身での申請という事ですので改善はされていると思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（山下和弘君） 日程第5、議第24号、農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題とします。それでは事務局より一括で説明をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） 農用地利用集積等促進計画(案)について説明いたします。資料②の7ページから91ページをご覧ください。

利用権の新規設定の計画が11件、再設定が143件、更新の計画が10件、再配分の計画が12件、利用権移転の計画が0件、合計176件で、筆数274筆、総面積が568,527㎡となっております。

以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人、又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の16ページの審査資料の「農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第2項の要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（山下和弘君） 只今説明がありましたが、それぞれ確認をお願いします。

○議長（山下和弘君） それでは本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（山下和弘君） 日程第6、議第25号、非農地証明書交付申請についてを議題とします。それでは事務局より一括で説明をお願い致します。

○事務局（小田優奈君） 非農地証明書交付申請は、筆数全体 12 筆、面積 9800 m²となっております。資料 ③の 17 ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らし、事務局で現地確認を実施し、判断した現況を参考までに資料②の 92 ページの現況欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1 番の地図です。黄色で着色した〇〇から南へ〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が 2～6 番の地図です。黄色で着色した〇〇から北西へ〇〇km、北東へ〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が 7 番の地図です。黄色で着色した〇〇から北西へ〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次は 8 番の地図です。黄色で着色した〇〇から北西へ〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が 9 番の地図です。黄色で着色した〇〇から北東へ〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が 10 番の地図です。黄色で着色した〇〇から北へ〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が 11 番、12 番の地図です。黄色で着色した〇〇から北西へ〇〇km、北へ〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。以上です。

○議長（山下和弘君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして再度確認致します。1 番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（山下和弘君） 2 番、3 番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（山下和弘君） 4 番、5 番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（山下和弘君） 6 番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（山下和弘君） 7 番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（山下和弘君） 8 番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（山下和弘君） 9 番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（山下和弘君） 10 番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（山下和弘君） 11 番、12 番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（山下和弘君） 日程第 7、議第 26 号農地法第 25 条第 1 項 農業委員会による和解の仲介についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大塚晃輝君） 議案第 26 号は、農地法第 25 条第 1 項の規定による和解の仲介についてでございます。議案書は資料 2 の 93 ページです。

議案説明に入る前に、農業委員会による和解の仲介について説明いたします。

通常、人による紛争は裁判所を通じて公権的に解決されます。一方で、農地についての紛争

解決のための手段としては、裁判所による民事訴訟のほかに、民事調停法に基づく農事調停、そして、農地法に基づく和解の仲介、以上3つが設けられています。

農業委員会による和解の仲介は、農業者の身近な場所で、より簡単に紛争を解決するための手段として誕生した制度であり、その解決を裁判所まで持ち出すまでもないという農業者の方々の一般感情に寄り添う形で農地法に規定されました。

具体的な手続きは、当事者の双方または一方から農業委員会に和解の仲介の申立てを行い、農業委員会の会長が指名した3名の仲介委員が仲介の期日等を決めて、申立人及び相手方の出席を求め、当事者からの事情聴取を行います。その後、必要に応じて和解案を提示し、双方が合意した場合、和解が成立します。一方、不成立の場合は、仲介は打ち切りとなり、不服のある場合は農事調停や民事訴訟へ申立てを行い、法的な判決を得ることになります。

以上が、農業委員会による和解の仲介の概略となります。

本件につきましては、土地所有者である申立人が、農地中間管理機構を通じて利用権設定し貸し付けた農地について、期限が終了したにもかかわらず相手方が借主に無断で早期米の耕作に着手したことから、申立人が相手方に農地の返還を求めるため、農業委員会に和解の仲介を申し立てたというものです。

つきましては、農地法第25条第1項において、農業委員会は農地の利用関係の紛争について、当事者の双方または一方から和解の仲介の申立てがあったときは、和解の仲介を行うとされていることから、和解の仲介を行うことが適当であると思われます。

以上です。

- 議長（山下和弘君） ただいまの事務局説明にご意見、ご質問等ございませんでしょうか。今回初めてのことなので皆様方少しでも疑問なことがあれば今回あげて頂ければと思います。ご意見ご質問はございませんか。無いようなので、本議案につきまして、和解の仲介を行うことにご異議ありませんか。

（質疑なしの声あり）

- 議長（山下和弘君） ご異議ありませんので、和解の仲介を行うことに決しました。

それでは、先ほど事務局から説明があったとおり本農業委員会から3人の和解の仲介員を農業委員会会長が指名する事になっておりますので、仲介委員3名を指名いたします。

そこで〇〇、2人目に〇〇、そして〇〇の3名を指名いたします。〇〇につきましては、本日ご欠席ですが、事務局から私に報告があった時点で、〇〇へ相談し、事前に内諾を得ておりますのでご報告いたします。

- 議長（山下和弘君） ご異議ありませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

ご異議ありませんので、ただいま指名いたしました3名を仲介委員に指名することにいたします。それでは、今後の流れについて、事務局より説明をお願いします。

○事務局（大塚晃輝君） 今後の流れにつきましては、農林水産省が策定しております農地法関係事務処理要領に基づき進めることになります。まず、仲介委員の方々には、総会終了後に互選により仲介主任を決めていただき、その後、仲介の開始通知を行います。その後仲介の期日等の通知が必要になりますので、期日や場所等を決定していただきます。

仲介の場所には双方の当事者、仲介委員3名及び農業委員会事務局職員が出席しますが、必要に応じて、小作主事として熊本県の職員の出席を求めることができます。

和解が成立した場合、和解調書を作成し、仲介委員及び当事者双方が署名します。和解が成立しなかった場合は、熊本県による和解の仲介を申し立てるか、農事調停、民事訴訟を検討していただくことになります。以上です。

○議長（山下和弘君） 先ほど申し遅れました。今回地元の〇〇は農地法関係事務処理要領第12の1（2）カの（イ）に該当するとして指名から除外します。ただいま事務局から説明のありました手順で、和解の仲介を進めてまいります。〇〇、〇〇には大変な業務にもかかわらず、ご理解とご協力いただきありがとうございます。最後までよろしくお願いいたします。

○議長（山下和弘君） 日程第8、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） 資料②の24ページをご覧ください。農地利用・形状変更届はありませんでした。

第4条、5条の許可不要転用届はありませんでした。

令和8年度最適化活動の目標設定について、こちらは別紙の通りです。大塚係長から説明をいたします。

○事務局（大塚晃輝君） こちらは、令和4年2月に農林水産省経営局長名で通知のあった、農業委員会による最適化活動の推進等について、第1の2の（3）に基づき、毎年度4月末までに都道府県機構の確認を受けた上で公表するとともに、県知事へ報告することとされていることから、今回ご報告するものです。

資料の1ページをご確認ください。農業委員会の現在の体制や農家・農地等の概要については、去年の数字と変更ありません。

2ページの最適化活動の目標については、農業振興課において、集積率の目標を修正したため、適宜数字を調整しております。

3ページ目の最適化活動の活動目標については、これまでどおり1人あたり8日を目標として、強化月間については、これまでと同様に3回と設定しております。

この目標の達成に向けて、農業委員と農地利用最適化推進委員の皆様と事務局で協力して取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（山下和弘君） これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これもちまして、令和8年天草市農業委員会第4回総会を閉会致します。

閉 会 16時30分

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 山下和弘

署名委員 福島恵美

署名委員 龍崎修一